



平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 トーヨーカネット株式会社
代 表 者 名 取締役社長 清田 重昭
(コード番号 6369 東証第一部)
問 合 せ 先 上席執行役員経理部長 藤吉 昭二
(TEL 03 - 5857 - 3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 99 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化と今後の事業展開に備えるため、第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 上記の変更のほか、一部字句の変更・修正を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>~ (省略)</p> <p>7.</p> <p>(新設)</p> <p>8. (省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>~ (現行どおり)</p> <p>7.</p> <p><u>8. 労働者派遣事業</u></p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法<u>第</u>189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 <u>会社を代表する取締役</u> は、取締役会の 決議によって選定する。 2. (省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 <u>代表取締役</u> は、取締役会の決議によっ て選定する。 2. (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日(木曜日)

以 上